

持続可能な森林経営に向けた経済インセンティブの選好分析

○田中 勝也（滋賀大学）・高橋 卓也（滋賀県立大学）

従来型の森林経営が行き詰まりを見せる中、森林の管理不足や管理放棄が全国的に深刻になっている。管理が不十分な森林では多面的機能（生態系サービス）が低下し、生物多様性保全機能、水源涵養機能、土砂災害防止機能などの劣化が大きな問題となっている。適切な管理により森林の多面的機能を維持するためには、従来型の森林経営から環境に配慮した形態へと、政策的に誘導していくことが必要である。

そこで本研究では、持続可能な森林経営に誘導する上で望ましい経済インセンティブについて、ベスト・ワースト・スケーリングにより評価・分析した。調査対象は、滋賀県内の森林所有者および生産森林組合の担当者であり、2017年に実施したアンケートでは、約150人より回答を得た。

ベストワーストスケーリングでは、3種類の森林管理方法と2種類の経済インセンティブを組み合わせた6種類の施策と、現状維持（環境配慮型に移行せず現行管理を維持）の計7種類の施策について尋ねた。ここで3種類の森林管理方針は、長伐期施業（間伐を繰り返して80年以上の高齢林へと誘導）、針広混交林（強めの間伐によりスギ、ヒノキと雑木が混ざった森林へと誘導）、広葉樹林への転換（強めの間伐を繰り返して雑木林へと誘導）であり、2種類の奨励方法は公的機関による買い取りおよび奨励金の毎年受け取りである。いずれの奨励方法でも、支払い金額は適切な水準になるものとした。

スケール多項ロジットモデルによる分析の結果、(1) 針広混交林は回答者に強く支持される傾向にあり、長伐期施業がそれに続き、広葉樹林への転換はもっとも支持されない。(2) 報奨金の毎年受け取りは、公的機関による買い取りより受け入れられやすい。(3) 現状維持ほどの環境配慮型施策よりも支持されない、の3点などが示された。これらの結果から、針広混交林に移行するためのインセンティブを毎年支払う形態が望ましい政策オプションと考えられるが、この政策を受容するための支払い水準には回答者による差異が大きく、異質性を考慮したきめの細かい政策設計が必要と考えられる。

(連絡先：田中 勝也 tanakak@biwako.shiga-u.ac.jp)

社会が支える森林管理を実現する手法開発のための基礎研究 滋賀県東近江市における獣害対策森林管理事業について

○西村 俊昭（株式会社農楽）

はじめに

集落周辺の森林は、大昔から薪や柴等の燃料林、松茸等の菌山として活用されるなど、近隣の人々の暮らしと深くかかわり守られてきた。しかし、昭和40年代から各家庭にガスや灯油が普及し、だんだんと手入れされなくなってきた。植林された箇所も数多くあるが、全体的にみると放棄林となり、近年ではイノシシやシカをはじめとする野生動物のすみかとなり、農業被害が多発するようになってきた。このため、多くの地区において、イノシシやシカなどの侵入を防止するために、獣害フェンスの設置や緩衝地として集落周辺の森林の伐採整備を進めてきたが、抜本的な解決には至っていない。この状況を打破するために滋賀県東近江市では、平成24年度に池之脇・上二俣地区が先行し、獣害対策をきっかけに集落ぐるみで集落周辺の森林の「森林経営計画」補助事業を活用し森林整備を開始した。

調査方法

本研究では、この事業のことを「獣害対策森林管理事業（以下「本事業」という。）」と称し、本事業における推進体制づくりから林野庁の補助事業を活用し森林整備までの手法と事業効果、本事業による集落の変化、本事業を可能にした要因、課題等を、聞き取り調査より解明する。聞き取り調査は、本事業の推進を支援してきた東近江市及び森林組合担当者と、池之脇・上二俣地区を対象とする。

結果と考察

本事業は、獣害対策をきっかけに、1)雑木林を含む集落周辺の森林を集落単位での所有者の状況の把握、合意形成をして、2)森林組合等に委託し森林経営計画の策定、林野庁の造林事業で整備を行い、3)地元負担金は伐採木の売上ではほぼなく、若干の還付があるというのがポイントである。

本事業を可能にした要因を次の2点に整理する。

1)ほ場整備事業で集落ぐるみの事業は経験済：本事業の森林所有者は、ほぼ農地所有者でもある。農村集落では、ほ場整備事業で集落ぐるみでの所有者の状況の把握、合意形成をして、補助事業をした経験がある。

2)すべてのステークホルダーにメリットがある事業：ステークホルダーのメリットは、表1のとおりである。

表1 各ステークホルダーのメリット

各ステークホルダー	本事業に対するメリット
集落	放置され管理されていなかった集落周辺の森林が整備できる。
森林所有者	自己負担なしで所有林の適切な整備ができる。
農家	獣害がなくなる。山裾の農地の日当たりがよくなる。
森林組合等	積雪で山奥の仕事ができない冬季の仕事が確保できる。

(連絡先 西村俊昭 tnishimura@nou-gaku.com)

2000年世界農林業センサスの組替集計による慣行共有事業体の統計的分析

○松下幸司（京大院農）・高橋卓也（滋賀県立大環境）・吉田嘉雄（京大院農）
山口幸三（京大院農）・仙田徹志（京大メディアセンター）

はじめに

2000年世界農林業センサス(以下、センサス)までの「林家以外の林業事業体調査票」には、実態区分(慣行共有、慣行共有以外)があったが、2005年センサスでこの区分は廃止された。2005年以降のセンサスでは、実態区分とは関係なく経営体が分類され、集計されている。2005年、2010年センサスについて、経営体の名称検索により、慣行共有に相当する「共的保有林」の分析が行われている(藤掛, 2017)。さて、慣行共有事業体と慣行共有以外の事業体では、造林・伐採等の事業実施率や林産物販売の実施率に差はあるのだろうか。また、名義区分による差はあるのだろうか。実態区分・名義区分による差が大きくなければ、名義区分を実態区分の近似と考えて、集計・分析することも可能である。

本報告は、京都大学農林水産統計デジタルアーカイブ講座におけるプロジェクト研究及び科学研究費補助金(15H02871)の研究成果の一部である。研究にあたり、農林水産省統計部の協力を受けた。

方法

2000年センサスを組替集計し、実態区分・名義区分・保有山林面積区分別に事業実施比率を計算した。集計対象の事業体は、名義区分が「社寺」、「共同」、「各種団体・組合」、「財産区」、「ムラ・旧市区町村」(慣行共有)、「市区町村」(慣行共有以外)のものである。事業実施比率としては、過去1年間に植林か下刈を実施した事業体比率(保育)、過去1年間に立木か素材を販売した事業体比率(販売)の2つを用いる。

結果

保育実施率をみると、慣行共有では「各種団体・組合」「財産区」が高く、慣行共有以外では「市区町村」「財産区」が高い。慣行共有と慣行共有以外を比較すると、「ムラ・旧市区町村」「市区町村」で、慣行共有の方が特に低い。保有面積30ha未満では、どの名義でも慣行共有の方が高い。「各種団体・組合」は、どの保有面積区分においても、慣行共有の方が高い。

販売実施率をみると、慣行共有の場合、保有面積200ha未満で「各種団体・組合」が高く、同200ha以上で「財産区」が高い。保有面積50ha未満では、慣行共有と慣行共有以外の差は小さい。保有面積が大きくなると、慣行共有の方が低くなる。慣行共有と慣行共有以外の差が大きいのは、「ムラ・旧市区町村」「市区町村」と「社寺」である。

まとめると、面積が小さい場合、保育実施率は「ムラ・旧市区町村」以外、慣行共有の方が高く、販売実施率は慣行共有・慣行共有以外の差は小さい。面積が大きくなると、全体的に慣行共有の方が低い。

文献

藤掛一郎・田村和也編著『マイクロデータで見る林業の実像—2005・2010年農林業センサスの分析—』日本林業調査会、2017年。

(連絡先: 松下幸司 matsu@kais.kyoto-u.ac.jp)

森林認証制度の政策分析 —実験経済学アプローチ—

○栗山浩一（京大農）

はじめに

欧州では認証森林面積が森林面積の8割前後になるなど国際的に森林認証に対する関心が高まっている。これに対して国内の認証森林面積はわずか7%に止まっている。なぜ、国内では森林認証の普及が遅れているのだろうか。そして認証材の普及を進めるためには何が必要なのだろうか。本研究では、認証材の普及条件を実験経済学アプローチにより分析する。

分析方法

本研究では学生を対象とした実験室実験を用いて分析した。まず被験者からランダムに一人の生産者を選び、残りの被験者は消費者とする。生産者は認証材と通常材のどちらかを生産するか選択し、消費者はどちらを消費するかを選択する。生産者が認証材を選択したときは、認証材を選択した消費者にのみ販売できる。逆に生産者が通常材を選択したときは通常材を選択した消費者にのみ販売できる。

生産者は売れた人数分のポイントを得るが、認証材の場合は対策コストで5ポイントを差し引く。消費者は認証材を購入した場合は20ポイント、通常材を購入した場合は10ポイント、購入できなかった場合は0ポイントを得る。この売買を4回繰り返す。このような状況で認証材が普及するか否かについて経済実験で分析した。実験は表1の3種類を設定した。

表1 実験デザイン

実験1	生産者は自由に選択。
実験2	1回目は通常材を選択。 2回目以降は自由に選択。
実験3	1回目は認証材を選択。 2回目以降は自由に選択。

結果

京都大学の学生を対象に2016年と2017年に実験を実施した。実験前に認証材の価格プレミアムをたずねたところ、商品価格の10%前後であった。

経済実験の結果は表2のとおりである。認証材の普及は初

表2 実験結果(認証材を選択した消費者の比率)

	2016年11月 (被験者数36人)			2017年4月 (被験者数31人)		
	実験1	実験2	実験3	実験1	実験2	実験3
1回	74.3%	0.0%	97.2%	77.4%	0.0%	100.0%
2回	82.9%	40.0%	94.4%	67.7%	41.9%	90.3%
3回	91.4%	22.9%	100.0%	45.2%	58.1%	90.3%
4回	88.6%	2.9%	100.0%	40.6%	34.4%	90.3%

期状態に依存しており、通常材が多数を占める状況から開始すると、たとえ消費者が認証材に高い価値を持っていたとしても認証材が普及できないことが示された。一方、認証材に対して政策的支援を行い、認証材の普及が進むと、その後は政策的支援がなくても認証材の占有率が高い状態で推移した。

このことから、認証材の潜在的需要があったとしても認証材の普及は容易ではなく、少なくとも初期時点においては政策的支援が不可欠であるといえる。

(連絡先：栗山 浩一 kkuri@kais.kyoto-u.ac.jp)

木質バイオマス発電が地域の木材産業および林業に与える影響 —岡山県真庭地域の事例—

○幡 建樹・河村奏瑛・井上雅文（東大）

はじめに

2012年に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」が開始されて以降、林地残材等の未利用材や、製材端材やバーク等の一般木材を主燃料とする木質バイオマス発電所が全国各地に開設された。それにより、伐採時にこれまで林内に放置されてきた根株や枝葉、曲り材などの資源化が進行するとともに、木材の加工過程で発生する端材やバークについても資源価値が向上していると考えられる。

そこで、本研究では、木質バイオマス発電が開始されたことにより、地域の木材産業や林業にどのような経済効果が生じているのかを定量的に把握するとともに、地域森林資源の管理や木材産業の経営にどのような影響を及ぼしているのかを考察した。

調査方法

岡山県真庭市にある真庭バイオマス発電（出力1万kW）を対象に、発電所や燃料供給に関わる事業者等にヒアリングを行い、バリューチェーン分析の手法を用いて林業・林産業への経済効果を計測するとともに、地域の木材産業や林業に与えた影響を考察した。なお、経済効果はバイオマス発電にかかわる企業の税引き後利益、雇用者所得、地方税収について固定価格での買取期間である20年間分の総計を地域付加価値として算出した。

結果と考察

2017年度の木質燃料消費量は未利用材6.4万t、一般木材4.4万tであった。未利用材は間伐や皆伐の過程で発生する残材であり、一般木材は製材や集成材などの加工過程で生じる端材やカンナクズ（カンナクズから製造されたペレットを含む）に加え、バーク、支障木、剪定枝などである。支障木や剪定枝の割合は少ないことから、一般木材は木材の加工過程から発生すると仮定して経済効果を推計した。

真庭市およびその周辺の森林林業セクターへの経済効果の推計結果は表1の通りである。バイオマス燃料としての売上は、チップ業者が群を抜いて大きく、次いで素材生産業者、木材加工業者、森林所有者の順になっている。しかし、税引き後利益では未利用材所有者への還元金（500円/t）の効果から森林所有者が最も大きくなっており、森林管理に対するインセンティブの向上に寄与していると考えられる。

表1 森林・林業セクターへの経済効果

	(百万円)				
	売上	税引き後利益	雇用者所得	地方税収	地域付加価値計
森林所有者	2,035	789	297	34	1,120
素材生産業者	6,501	225	947	108	1,280
木材加工業(製材等)	3,182	80	270	52	402
チップ生産業者	23,208	581	1,968	382	2,931
(発電事業者)	48,960	8,820	1,800	3,726	14,345

(連絡先：幡 建樹 hata@anesc.u-tokyo-ac.jp)

森林総合産業の現状と課題

－北海道下川町を事例として－

○田中 慧吾 (東京大)

はじめに

森林総合産業とは、北海道下川町が平成24年より開始した「環境未来都市計画」で書かれた言葉であり、『林業システム、林産システムを革新し、林業・林産業における一連のコスト削減と高付加価値化を図り、木材利用の促進による自立型の収益性確保を実現』と述べられているが、正式に定義している文献は見当たらない。そこで、本報告では、①森林や林業・林産業を町の産業の基盤として位置づけている ②持続可能な地域社会を目標としつつ、環境や社会問題の解決を同時に図っている、この2項目を施策としている市町村が行っている林業・林産業を「森林総合産業」と考えた。

背景と目的

世界では、国連環境開発会議を契機として持続可能な森林経営が注目され、現在では国連森林戦略計画が採択されている。日本では、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」でSDGsを主流とした地方創生を新たに見出している。国内外ともに、SDGsを主軸として持続可能な地域社会を目標としている。本報告では、「中山間地域における地域活性」の姿を模索するために、森林総合産業を基盤として町づくりを行い、SDGs未来都市に選定された北海道下川町と岡山県真庭市の事例について調査することを目的とした。

調査方法

日本における森林総合産業の先駆けとなりつつある北海道下川町についての事例を、実際の現場の視察及び行政資料を用いて現状と課題を考察した。岡山県真庭市については、行政資料を用いて調査を行った。行政資料は未来都市計画を中心として、調査を行った。

結果

下川町は、多彩な林分構成になっているが、労働力不足や木質資源の運搬業者不足、木材価格の低迷が課題であり、林業を魅力的な職業へと変化させ、将来的に定住者を増加させる目標が見受けられた。一方、真庭市では、市全体として人口縮小が問題となっているが、木質資源の循環利用を図り、バイオマスタウンとしての町づくりを展開しているため、林業の生産額や労働環境に関する目標の明記は見られなかった。

考察

中山間地域における地域活性は、その地域ごとに適した様々な支援が必要だということが示唆される。SDGsという世界共通の目標が台頭したため、我が国における森林総合産業もSDGsの観点から、産業の目標や社会からの支援の在り方を再設定させる必要が考えられる。

(連絡先：田中 慧吾 41314098shinrin@fr.a.u-tokyo.ac.jp)

地域づくり団体との協働による森林管理・森林資源利用の可能性について —島根県内の事例をもとに—

○笹田 敬太郎（森林総合研究所）

はじめに

持続可能な森林管理のために住民参加が必要であると叫ばれて久しい。また、集落や自治会など自治組織の持つ合意形成機能・ネットワークも重要な役割を果たす。その一方で、山村では集落機能の低下や各組織の脆弱化がされている。その対応として、現在政府は集落よりも広いエリアをもとに地域の課題解決に向けた活動を担う組織（地域運営組織）の形成を進めている⁽¹⁾。

そうした中、島根県は小学校区や明治の行政村（公民館エリア）を単位に、地域住民の話し合いを通じた組織づくりと課題解決の取り組みを進めており、その中で森林管理や森林資源利用に関わる取り組みも生まれてきている。本報告では、その取り組みの実態とプロセス、今後の可能性について報告する。

表1 調査対象地の概要

調査方法

地域づくり団体と連携した森林管理や森林資源利用の実態と課題を明らかにするため、地域住民が課題解決を進めている島根県内の4地区（表1:A, B, C, D）を対象に、資料収集と関係者への聞き取りを行った。

	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	県(中山間)平均
林野率(%)	94.3	91.6	90.4	87.5	78.9
人工林率(%)	44.6	42.7	44.4	50.5	40.7
人口(人)	1,512	296	170	259	(1,314)
高齢化率(%)	46.3	42.2	45.3	51.4	(38.9)

結果

調査対象地では、いずれも行政の支援を得ながら住民アンケートや説明会、地域で

の話し合い協議を通じて地域課題を整理し地域ビジョンが形成されていた。それらをもとに、広場整備や境界画定調査の実施(A)、里山を利用した保育(B)、竹炭を使った事業化(C)など、森林資源の利活用がさまざまな形で模索されていた。その中でも、若者や女性、子どもの参画、地域出身の専門技術者の関わりなどがみられる点が注目できる。一方で、木材価格によって採算がとれないことや住民の森林資源利用への諦めなどから取り組みが進まなかった例(D)もみられた。

地域づくり団体と連携した森林管理を可能とするために、地域ビジョンと課題の共有、作業や取り組みを共に行う地域内外の仲間や協力者の存在、取り組みの楽しさ、自治体や外部機関による支援・協力が重要であることが示唆された。

引用文献

- (1) 総務省地域力創造グループ過疎対策室「集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル」, 2016年, 20頁, (http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf) (取得日: 2018年10月25日)

(連絡先: 笹田敬太郎 sasada0606@ffpri.affrc.go.jp)

注: 林野率・人工林率は2000年世界農林業センサスから該当する旧町村のデータを用いた。人口・高齢化率(2017年4月現在)は、住民基本台帳データをもとに作成。()内は県内の中山間地域の平均値である。

自治体の森林環境税の導入動態 —階層的クラスタ分析を用いたアプローチ—

○梶間周一郎・内山愉太・香坂玲（東北大）

1. 研究の背景

現在 37 府県で、森林環境税が導入されている。森林環境税は、住民参加の意義、役所内の部局を横断した制度を持っていることが特徴である。森林環境税は、都市と山村の地域連携を可能にし、社会関係資本の形成を促進する役割が指摘されている。いくつかの先行研究で、地方税としての森林環境税導入の背景や要因が分析されている。導入の要因は、森林環境の悪化や財政難などと指摘されている。個別に、森林環境税の税収によってどのような政策が実行されたかを明らかにした研究はあるが、マクロな視点からの森林環境税で実行された政策の全体像を明らかにした既存研究は不足している。そのため、マクロな視点から、森林環境税によって実行された政策に共通性や独自性があったのかどうかは明らかになっていない。

2. 研究の目的

本研究は、導入時の森林環境税によって実施された政策に政策移転のメカニズムがあるかどうかを研究の目的とする。政策移転のプロセスの中で、どのような政策に税金が使われたのかを明らかにする。まず、森林環境税によって採用された政策の類似性を検証する。県ごとに類似した政策があるのか、どのような政策に独自性があるのかを明らかにする。実証分析を行うために、階層的クラスタ分析を用いて分析を行う。本研究は、今後国の森林環境税が交付される市町村の政策担当者の政策立案を支援に貢献できる。

3. 方法と分析データ

本研究で使用するデータは、森林環境税の税収でおこなわれた政策である。データは、各県が公開した森林環境税の税収の決算資料から得られる。決算データを用いて、政策立案者がどの政策を立案し、実施したかどうかを判定した。各府県が導入した初年度に実行した政策のデータを用いた。先行研究や自治体資料に基づき設定した政策導入時の変数を用いて、まず、主成分分析を行った。つぎに主成分分析でいくつかの成分に集約した政策内容のデータを用いて、階層的クラスタ分析をおこなった。クラスタに分類した後、政策内容ごとに各クラスタの平均値を求め、その平均値を用いて分散分析をおこない、F 値を求めた。

4. 結果

クラスタ分析の結果、森林環境税を導入した都道府県を 4 つに分類することができた。森林環境税導入時の政策内容が近い場合、同じクラスタに分類される。2003 年から 2005 年にかけて導入された、初期型の森林環境税のクラスタ、森林環境税が普及した 2008 年頃に導入されたクラスタ、税収が大規模な県の森林環境税のクラスタ、そして森林のみならず環境一般への税の使い道を設定しているクラスタに分かれた。初期の 2003 年から 2005 年頃にかけて類似した政策内容の森林環境税が現れ、高知県の森林環境税の政策内容を他県が参考にし、政策移転が生じた可能性がある。税導入初期は、先駆的な県の政策を参考にして、政策移転している傾向がある。

(連絡先: 梶間周一郎 shuchiro.kajima.r4@dc.tohoku.ac.jp)

「森林環境税」市町村交付金事業の現状と課題 栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税」の事例より

○山本美穂（宇大農）・山根美奈子（㈱日本栄養給食協会）・林宇一・角谷黎（宇大農）

はじめに

国による森林環境税（仮称）創設の動きがあるなかで、都道府県森林環境税のこれまでの運営実績を振り返り、森林管理の費用負担のあり方をより現場に近いところから再検討する必要がある。栃木県による「とちぎの元気な森づくり県民税（以下、森づくり県民税）」は2008年度から10年間、約88億円の財源で事業実績をあげ、2018年度からさらに10年間の延長が決定した。本報告は、栃木県「森づくり県民税」のハード事業のうち各市町の力量と裁量に負うところが大きい市町村交付金事業「里山林整備事業」に焦点を絞り、交付金の配分と利用において市町の林務担当および現場がどのような現状と課題に直面しているかを明らかにする。

方法

「森づくり県民税」の事業評価委員会による各年度事業報告書より全事業実績（期間、事業主体、事業地、面積、事業費、内容）を入力・整理し、これをもとに市町村林務担当部局および事業主体への対面調査を実施した（2016年9月～2018年10月）。

結果と考察

以下のような結果を得た。1) 市町村交付金事業は、県内25市町間で事業量に大きな違いがみられる（図-1）。事業面積の多寡は民有林人工林面積と必ずしも連動せず、自治体を挙げたの補助事業に対する取り組みの姿勢が大きく関係している。2) より現場に即した事業効果は市町村

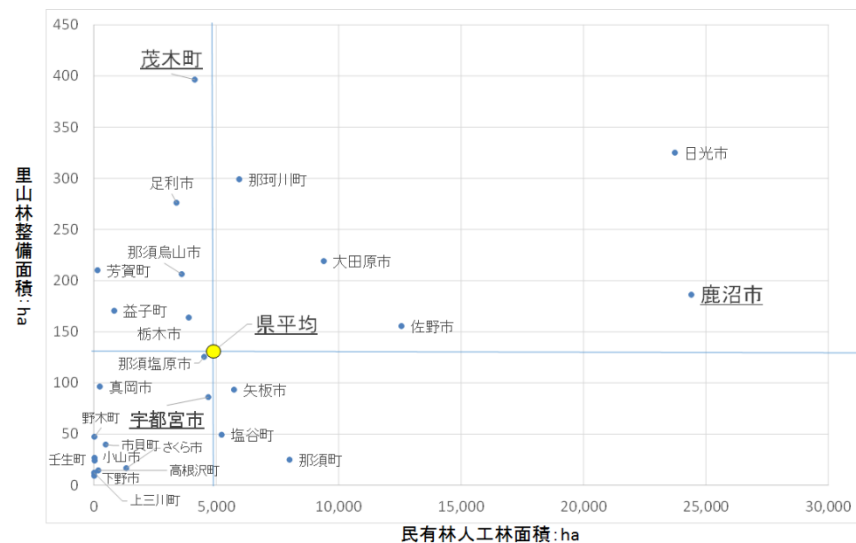


図-1 「森づくり県民税」による25市町の里山林整備実績と民有林人工林面積

の林務担当部局の裁量に負うところが大きい。しかし事業主体となる地域協議会等は構成員の高齢化が進行し、自力労力による事業実施は徐々に困難となっている。市町村交付金事業の遂行が、地域の底力とも言えるこうした森林管理と相互に関わっている点は、今後の制度設計上の焦点となりうる。

（連絡先：山本美穂 mihoyama@cc.utsunomiya-u.ac.jp）

企業の森づくり活動の実態把握と県の支援政策に関する研究
—九州7県を事例として—

○水間 亮洋、枚田 邦弘、奥山 洋一郎（鹿大農）

はじめに

近年、企業が業種・業態と関係なく CSR や社会貢献活動の一環で森林と関りが深くなり、企業主体の森づくり活動が普及している。また、県や市町村も企業に積極的に森づくり活動に参加してもらおうべく、森づくり活動に関する支援制度も全国的に整備されている。

本研究では、森林が豊富で林業の盛んな九州内で森づくり活動を行う企業に着目し、企業が森づくり活動に着手した意向、活動の内容、対象、目的は何か実態を探り、県の支援政策との関係性や各県の特徴を見つけ、主伐が盛んで今後再造林が重要とされる九州内での事例を基に今後の企業の森づくり活動の在り方を言及することを目的とする。

調査方法

- 1、九州7県の森づくり支援制度に関する内容は各県のHPから情報を収集した。
- 2、各県と協定を結び、森づくりを行う企業(108社)にアンケートを送付し、回答のあった企業52社を対象に集計・分析を行った。

結果と考察

各県の支援政策の担当部署や提携する企業の数については表1にまとめた。以下参照。

表1 各県の企業の森づくり支援制度の提携企業数・担当部署・森林面積

	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
提携企業数	7	8	3	24	11	32 (41箇所)	9
県の担当部署	農林水産部 林業振興課 緑化係?	農林水産部 森林整備課 みどり推進 担当	農林部林政 課	農林水産部 森との共生 推進室 森 づくり推進 班	農林水産部 森林局森林 整備課みど り推進班	環境森林部 自然環境課 豊かな森林 づくり担当	環境林務部 森づくり推 進課緑化保 護係
県以外の 担当 団体	福岡市水道 局が運 営??	さが緑の基 金	森林ボラン ティア支援 センター、 長崎県緑化 推進協会	森林ネット おおいた 緑化推進部 緑化推進課	熊本県緑化 推進委員会	宮崎県緑化 推進機構	かごしまみ どりの基金
森林面 積(2012)	222,000ha	111,000ha	243,000ha	453,000ha	464,000ha	590,000ha	584,000ha

注：各県のHPより筆者作成

アンケート結果より、県から特に支援を受けていないとの回答が約19%あった。これは県や林野庁が実際は民有林や公有林の紹介をし、貸し出しているだけで支援が終わっていると考えられる。先行研究によると全国的に企業の森づくりは県との契約期間が短いことが問題視されているが、企業側は中・長期的な森林整備の知識を欲しているという回答が約10%だった。また、森づくり活動といってもイベントを行う際の対象者は従業員やその家族が多数で、福利厚生や社員研修の場として借り受け地の森林は利用されていた。実際に間伐や植林を行う企業は少なく、県との協定は組んでいるものの、地域、地元住民等との協働は少ないことがわかった。

(連絡先：水間 亮洋 kuro.chiku@icloud.com)